

有広消予第111号
令和8年5月18日

市町防災担当主管課 御中

有明広域行政事務組合消防本部
消防長 平本 正義
【 公 印 省 略 】

九州一斉住宅用火災警報器普及啓発キャンペーンに伴う情報
配信について（依頼）

新緑の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から消防行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、住宅用火災警報器が平成23年6月1日から設置義務化された事に伴い、毎年6月1日を基準日とし、その前後1週間を設置の徹底及び適正な維持管理の周知を目的として、九州一斉住宅用火災警報器普及啓発キャンペーンを実施しているところです。

これまでも年間を通して様々な自治体、事業所に御協力を頂きながら設置、維持管理に向けた活動を実施しているところですが、趣旨をご理解頂き、下記の内容につきましてメール・SNS等を活用した地域住民に対しての周知をよろしくお願いたします。

記

1 配信時期

令和8年6月1日のみ

2 配信内容

「毎年、住宅火災により「大切な命」が失われております。住宅用火災警報器は、火災をいち早く察知し音声や警報音で速やかに住人に知らせる優秀な機器です。住宅火災から大切な命を守るには、住宅用火災警報器が大変有効です。設置していない方は、早急に設置しましょう。また、設置されている場合でも、長期間経過すると、電子部品の寿命や電池切れなどにより正常に感知しないことがあります。定期的な点検を行っていただくと共に住宅用火災警報器の機器本体は10年を目途に交換しましょう。住宅用火災警報器の設置は義務です。設置場所等の詳細な内容は有明消防本部ホームページをご覧ください、ご不明な点は最寄りの消防署にお問い合わせ下さい。」

3 配信方法

各自治体で使用されているメール・SNS等で配信をお願いいたします。

連絡先
有明広域行政事務組合消防本部
予防課 三澤・立野
[TEL:0968-73-5273](tel:0968-73-5273)（直通）
FAX:0968-74-0030